

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に係る特定施設からの
排水を放流する工場・事業場の届出

根拠となる法区分 許可等を必要とする事項		瀬戸内海環境保全特別措置法 (日最大排水量が 50 m ³ 以上)		水質汚濁防止法 (左記以外の事業場)	
		条 項	届 出 時 期	条 項	届 出 時 期
特 定 施 設	特定施設の設置	第 5 条	設置前に申請 (約 90 日前)	第 5 条 第 1 項	設置の 60 日以上前
	構造の変更	第 8 条 (設備の 変更の場 合→第 9 条)	変更前に申請(第 9 条の場合は、変更 した日から 30 日以 内)	第 7 条	変更の 60 日以上前
	設備の変更(有害物質使用特定 施設のみ)				
	使用の方法の変更 (場所、操業系統、使用時間、 原材料、排水濃度・量等)				
	その他参考事項の変更	第 8 条 第 4 項	変更後 30 日以内に 届出		
	特定施設の使用の廃止	第 9 条	廃止した日から 30 日以内(☆)	第 10 条	廃止した日から 30 日 以内(☆)
	特定施設の使用届(政令改正等 で新たに特定施設となった(工 事中を含む))	第 7 条 第 2 項	特定施設となった 日から 30 日以内	第 6 条第 1 項第 2 項	特定施設及び指定地域 特定施設となった日か ら 30 日以内
	鉱山保安法、電気事業法、海洋 汚染防止法に規定する施設(そ れぞれの法律で許可又は届け 出をしている。)で特定施設と なった際にその特定施設(工事 中を含む。)の使用届	付 則 第 2 条 第 5 項	同上	—	—
汚 水 等 の 処 理 施 設	構造等の変更	第 8 条 第 1 項	変更前に申請(※)	第 7 条	変更の 60 日以上前
	処理系統の変更				
	集水及び導水の変更				
	使用時間・消耗資材の変更				
	処理前後の汚水濃度・量の変更				
	残さの処理の変更				
	その他参考事項の変更	第 8 条 第 4 項	変更後 30 日以内に 届出		

排水水	汚染状態のみの変更	第 9 条	変更した日から 30 日以内 (★)	第 7 条	変更の 60 日以上前
	排出水量の変更	第 8 条 第 1 項	変更前に申請 (※) (業種等の区分別の水量の変更を含む)		
	排水口の位置の変更	第 8 条 第 1 項	変更前に申請 (約 90 日前)		
	その他参考事項の変更	第 8 条 第 4 項	変更後 30 日以内に届出		
排水系統	排水の系統の変更	第 9 条	同上	第 7 条	同上
用水	用水量の変更	第 9 条	同上	第 7 条	同上
	用水系統の変更				
申請者 (届出者)	氏名又は名称の変更	第 9 条	同上	第 10 条	変更した日から 30 日以内
	住所又は所在地の変更				
	代表者氏名 (法人) の変更				
工場又は事業場	名称の変更	第 9 条	同上	第 10 条	同上
	所在地の変更				
地位の承継	譲り受け、借り受け、相続、合併、分割	第 10 条	承継した日から 30 日以内	第 11 条	承継した日から 30 日以内

「☆」→特定施設の廃止により処理施設の処理水量、排水の量等、他の事項に変更がある場合は、瀬戸法 8 条許可、水濁法 7 条届が事前に必要です。

「※」→施行規則第 7 条の 2 に該当しない場合は約 90 日前、その他の場合は約 40 日前。
瀬戸法に係る日数において、「約」とあるのはあくまで目安です。

「★」→瀬戸法対象事業場において排水の汚染状態のみ変更になるのは非常にまれなケースです。通常は処理施設の処理後の濃度の変更等を伴うため第 8 条許可が必要です。